

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

意見陳述

平成24年9月28日

熊本地方裁判所第2民事部合議B係 御 中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 橋 本 和 隆

第1 補助金の本質論について

- 1 被告は、前回提出の準備書面3において、補助金とは、そもそも国に対する反対給付を要しないものであるから、原告が主張するような厳格な調査義務は存在しないと主張している。

しかし、国からの補助金事業一般に適用される補助金適正化法によれば、御船町は「補助事業者」として取り扱われ、農林水産省の処分に従い、補助金事業の遂行につき高度の注意義務（善管注意義務）を負っており、これに違反した場合には補助金交付決定が取り消され、すでに補助金の交付を受けている場合には、国に対し、既交付の補助金を返還しなければならない立場にある。山本町長の議会での発言も、これを前提に約3,700万円の加算金が付されるという説明がなされていることは、これまでも指摘したとおりである。

さらに、平成21年1月下旬ごろ、御船町が肥後銀行に対して提出したとされる回答書（乙84）でも、「事業が途中で立ち消えた場合などは返済の必要が出てくる」という認識が示されており、山本町長も同様の認識であっ

たといえ、被告の反論は不合理である。

- 2 次に、被告は「国から交付を受けた交付金（補助金）について、市町村固有の判断で、支出を留保することは許容されていない」と述べ、国が示した基準とは異なる観点から、御船竹資源に対する補助金支出を留保することはできない、と反論する。

しかし、被告の主張の根拠とされている交付決定通知（乙96）第6項は、補助金事業に特段の問題がなく、事業遂行が可能な場合に、補助事業者である「県等」（本件では御船町）が、正当な理由なくして、国から受領した補助金を間接補助事業者である「市町村等」（本件では御船竹資源）に交付しないままでいてはならないというものであって、補助事業者が負う善管注意義務を免除する趣旨ではない。すなわち、山本町長は御船町に対する善管注意義務を負っている以上、融資の実施の有無を確認してから御船竹資源に補助金を支出したとしても、何ら遅滞したことにはならない。

御船町は、平成21年1月16日付けで、御船竹資源の「事業内容を審査しましたところ適正と認められ」と判断し、同月26日付けで補助金交付決定の送付を決済しているが（乙104）、この時点では、訴外会社が自己資金を調達しておらず、企業としての信用性を慎重に確認し、また、事業遂行が可能か否かの確認が不十分であったというべきである。

- 3 さらに、被告は「御船町は、間接補助事業者が事業を遂行しなかった場合に自らの財政を用いて、国に対し、受領した補助金の全額を返還せざるを得ない法的地位にあったわけではない。間接補助事業者が事業を遂行しなかった場合または事業を中止した場合といえども、町は、当該事業者に対して補助金の返還を命じ、返還された交付金をもって国に返還する必要があるに留まる」と反論している。

しかし、国により補助金交付決定が取り消された場合に、国との関係で御船町が補助金返還義務を負うことに変わりはないことに加え、間接事業

者に交付した補助金が間接事業者の下で費消された結果、補助事業者である御船町が資金回収できなくなった本件のような場合においては、最終的には御船町の自己負担において国に返還せざるを得なくなることは当然である。したがって、御船町が自らの財政をもって補助金全額を国に返還せざるを得ない立場となる可能性があったことは明らかであって、これを否定する被告の反論は不当というべきである。

第2 自己資金調達可能性の確認義務違反

- 1 このように、山本町長には、自己資金の調達状況を確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠った違法がある。

これに対し、被告は「自己資金の調達は事業開始後にも可能で実際にも行われるものであり、事業終了までに清算を完了すればよい」と述べる。

しかし、このような被告の主張は、自己資金が調達できていない時点で見れば、そのような補助金の用途は刑罰を以て禁じられる違法行為であり許されない。実際に、御船竹資源の代表者は、交付された補助金の目的外への流用の事実に基づき、補助金適正化法違反で熊本簡易裁判所により有罪判決を受けているのである。

- 2 ところで、被告は、補助金事業の用地について、売買による取得ではなく、賃貸借による用地取得を予定していたと反論している。

しかし、事業用地として予定されていた白岩産業団地の所有者であった熊本県からの回答書（甲第35号証の2）によれば、熊本県と御船竹資源の間で交渉が行われたものの、「賃貸借契約の申し入れはなされて」おらず、むしろ、実際には「分譲（すなわち、売買）申込の意思表示」が行われたが、分譲申込書（乙78）の提出には至っていないと明記されている。

また、回答書に添付されたメモ書きによっても、御船竹資源が「賃貸借」を前提に議論を進めているような形跡はなく、専ら、分譲（売買）での用地取得交渉が行われている。そして、平成20年12月4日付けメモにお

いては、熊本県から「銀行からの残高証明」などの裏付け資料を要求されたが、結局、提出できなかつたために分譲申込みに至らなかつたと考えられる。この交渉には、御船町職員も出席しており、御船町においても、これらの事情を把握していた。

これは、「賃貸借による用地取得を予定していた」という被告の反論が、事実と異なることを裏付けるものである。

- 3 また、高知県の旧春野町においても、平成18年度に、本件と同様の補助金事業が行われており、旧春野町は平成19年5月までに国からの補助金を「高知環境資源開発株式会社」（以下「高知環境資源」という）に交付しているが、その後、結局、高知環境資源が工場用地を取得できなかった。このため、平成20年3月、旧春野町は、高知環境資源と新参画予定企業と協議し、平成18年度バイオマス交付金を国に自主返還することとしたが、その4ヶ月後の平成20年7月、御船町職員3名が春野町を視察している事実が明らかになった（甲第34の2）。

したがって、御船町としても「工場用地の確保が実現しなければ事業自体の遂行が困難である」ということを春野町の現実を見て知っており、現実的に工場用地を取得すること、その前提となる自己資金の確保が決定的に重要であるという認識を当然持っていたというべきである。

- 4 そして、御船町職員も出席した平成20年12月8日の日本政策金融公庫との協議においては、従前の裏付け資料に加え、「原料（竹）納入の協定書」、「将来構想書」などが追加して要求されており、さらに、この時点で公庫側から「保証は取れるか」「これから審査を行う、融資ができないケースもある」「必ず出来るとは限らない」との認識が示された上で、「融資額が大きいので早くても（平成21年）3月になる」との認識も示されていた（乙80）。

さらに、平成21年1月15日には、公庫から、本件事業の「製品の販路」

「原材料の確保・集荷」「収支計画」などについて、極めて詳細な資料提出を要求されているが（乙 81）、この「その他」という項目において、「担保については、ご融資対象工場・機械、敷地をお願いします」との記載がある。これは、御船竹資源が工場用地の所有権を取得した上で、これに抵当権を設定することが融資実行の条件とされていた証である。

このように、山本町長は、平成20年11月頃から同公庫との協議に御船町担当者を出席させ、その中で、本件事業に関する多数の裏付け資料を要求され、融資の実行が不確定であることを認識し、また、御船竹資源が工場用地の所有権を取得して抵当権を設定しなければ融資が実行されないことを認識しつつ、さらに、融資が実行されずに事業が途中で立ち消えになった場合には補助金を返還しなければならないことを知りつつ、さらには、同公庫からの融資に関する判断が「平成21年3月ごろになる」と認識していた状態で、御船竹資源に補助金を支出したことが明らかとなった。

第3 今後の進行について

原告らは、今回までに基本的な主張を終えたものと理解している。したがって、被告からの反論の機会を設けることに異論はないが、それと同時に、次回期日は、立証計画の段階に進んでいただくよう希望するものである。

以 上